

別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出開始地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

(1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数を表－3.1 に示す。

なお、記載している船舶は使用予定船舶である。使用船舶が変更となったとしても本申請における影響評価時の仮定に整合するよう、排出量の最大値を 400m³ に制限する。

表－3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕様	使用台数
浚渫	バックホウ浚渫船	バケット容量 : 1.2m ³	1
運搬	土運船（底開き式） 曳き船	最大積載容量 : 400m ³ 鋼 D 500PS 型	1

注) 使用台数は、1 回の排出に使用する台数を示す。

(2) 排出手順

- ①バックホウ浚渫船（図－3.1 参照）により海底を浚渫し、その場で土運船に積み込む。浚渫する位置は GPS 測位機を用いて浚渫範囲内であることを確認・記録する。
- ②浚渫土砂を積み込んだ後、土運船を浚渫区域から当該排出海域に GPS 測位機により確認しながら曳き船にて曳航する。排出海域までの所要時間は約 90 分。
- ③土運船に設けられた底扉を開放し、一般水底土砂を一気に海中に排出する（図－3.2 参照）。なお、航行中には排出しない。排出に要する時間は約 60 秒である。
- ④排出量は、ポールスタッフ等を使用して船艙内を検尺することにより算出する。また、排出開始時および終了時に GPS 測位機により座標値を読み取り、本申請における排出海域内であることを確認する。排出開始・終了位置及び排出量を、土運船に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑤和田漁港に帰港。



図-3.1 淀渫作業状況（例）

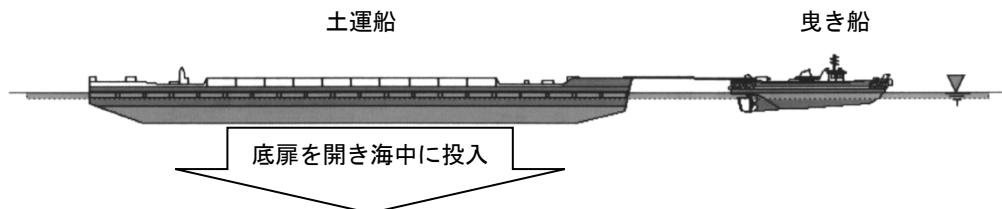


図-3.2 底開き式土運船による一般水底土砂の投入方法

(3) 排出回数（頻度）

排出海域への1回あたりの排出量は最大400m³である。

排出頻度は、1回/日あるいは2回/日を予定している。

排出の回数は、表-3.2に示すとおり1年あたりの必要淀渫土量（5,104m³）及び1回あたりの排出量（400m³）より13回/年（5ヶ年で65回）を計画している。

表-3.2 排出回数（頻度）

土運船容量	1年あたりの回数	5年あたりの回数
400m ³ の場合	5,104/400=13回/年	13回×5年=65回